

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構
料金規程

2022年8月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が運営する URA スキル認定制度における研修の受講及び認定審査の料金の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(研修の受講料等)

第2条 研修の受講料等は、以下の通りとする。

- (1) Fundamental レベルの受講料：30,000 円
- (2) Core レベルの受講料：30,000 円
- (3) Advanced レベルの共通科目受講経費：27,000 円
- (4) Advanced レベルの専門科目受講料：研修実施団体が別に定める金額（当該団体が徴収）

2 合格しなかった科目を再受講する場合の受講料は、以下の通りとする。

- (1) Fundamental レベル：1 科目 2,000 円
- (2) Core レベル：1 科目 2,000 円

3 登録管理（各個人の受講科目の成績及び研修の修了判定結果、認定審査の申請資格の有無等の記録の管理。）及び修了証発行手数料は、以下の通りとする。

- (1) Fundamental レベル及び Core レベル：受講料に含まれる。
- (2) Advanced レベル：共通科目受講経費に含まれる。

(研修修了の読替え費用)

第2条の2 関係団体等が実施した研修の修了を、機構が実施する研修の修了と読み替える費用は、次のとおりとする。

- (1) Fundamental レベル：7,500 円
- (2) Core レベル：7,500 円

(認定申請の審査料等)

第3条 認定申請の審査料は、以下の通りとする。

- (1) 2023 年度以前に第2条第1項第1号の受講料又は第2条の2第1号の読替え費用を支払った者であって、かつ第2条第1項第2号の受講料又は第2条の2第2号の読替え費用を支払った者

認定 URA：30,000 円

- (2) 2023 年度以前に第 2 条第 1 項第 1 号の受講料又は第 2 条の 2 第 1 号の読替え費用を支払った者。ただし、前号に該当する者を除く。

認定 URA：45,000 円

- (3) 前各号以外の者

認定 URA：60,000 円

- 2 登録管理（認定申請と審査結果、認定の有効期限等の記録の管理）及び認定証発行手数料は、以下の通りとする。

認定 URA：審査料に含まれる。

（支払い及び返金）

第 4 条 研修の受講（研修修了読替えを含む。以下同じ。）又は認定審査を希望する者は、原則として事前に必要となる料金を支払うものとする。

- 2 支払い方法は、クレジットカード払い、銀行振込又はコンビニ決済のうち機構が指定する方法とする。

- 3 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、機構は当該料金を返還する。

(1) 災害その他やむを得ない事由により、機構が研修又は認定審査を中止した場合

(2) 機構に起因する事由により、機構が研修又は認定審査を中止した場合

(3) その他前各号に類似する事象があったと機構が認めた場合

- 4 返金手数料は、前項第 1 号の場合は、研修又は認定審査を申し込んだ者が負担するものとし、前項第 2 号の場合は、機構が負担するものとする。なお、前項第 3 号の場合には、機構が事象に応じて負担する者を判断する。

- 5 前各項の規定は、第 2 条第 1 項第 4 号に定める研修実施団体が徴収する金額には適用せず、研修実施団体が定める規程に従うものとする。

（規程の改廃）

第 6 条 この規程の改廃は、機構長が行う。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2022 年 8 月 2 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、2023 年 1 月 13 日から施行する。

2. この規程改正後の第2条の2の規定は、2024年3月31日限りその効力を失う。

附 則

1. この規程は、2024年9月30日から施行する。

2. この規程改正後の第2条及び第4条の研修に関わる規定は、当分の間、その効力を停止する。